

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第102号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成25年4月24日 18時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市小平市島東方沖 今治市所在の比岐島灯台から真方位146° 2.53海里付近 (概位 北緯34° 01.4′ 東経133° 07.6′)
事故等調査の経過	平成25年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 天馬丸、739トン 134543、大旺海運有限公司 B 漁船 龍神丸、4.96トン EH3-32179（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網が切断
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、石灰約2,000tを積載し、船首約4.0m、船尾約5.4mの喫水により、船長Aが、小平市島東方沖を南東進中、船首方にさわら流し網（以下「流し網」という。）漁の漁船を数隻認めるとともに、流し網端を示す赤及び緑の多数の標識を視認したものの、流し網が輻輳していたので、各流し網の位置関係が明確に判別できず、また、A船の喫水から、流し網の上を航行しても十分に通過できると思い、航行したところ、平成25年4月24日18時30分ごろB船の流し網に接触して流し網を損傷した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、18時00分ごろから、小平市島東方沖の海面に長さ約1,000mの流し網（南端側に緑色の標識、北端側に赤色の標識を設置）を南方から北方に向けて投入し始めた。 船長Bは、左舷方2,000～3,000mに接近するA船を初認したが、A船が避けてくれるものと思い、投網を続け、流し網を約800m繰り出したところで、A船がB船の左舷船尾方約500mに迫ってきたので、停船するように汽笛を吹鳴したものの、A船がB船の流し網の上を航行した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船の流し網は、投網中で浮遊した状態であった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は南東進中、B船は北方に向けて流し網を投網中、小平市島東方沖において、A船が、浮遊しているB船の流し網の上を航行したことから、流し網に接触して流し網を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小平市島東方沖において、A船が南東進中、B船が北方に向けて流し網を投網中、A船が、浮遊しているB船の流し網の上を航行したため、流し網に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、見張りを適切に行い、流し網を回避して航行すること。